

(平成22年4月21日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認沖縄地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	2 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

事業主は、申立期間のうち、昭和17年6月1日から20年5月1日までの期間及び20年10月9日から21年10月16日までの期間について、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失の届出を社会保険出張所（当時）に対して行ったものと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、標準報酬月額については、昭和17年6月から18年5月までを30円、同年6月から19年4月までを40円、同年5月から20年4月までを60円とし、同年10月から21年3月までを80円、同年4月から同年8月までを420円、同年9月を600円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男
基礎年金番号：
生年月日：昭和2年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和17年4月1日から22年4月まで

私は、昭和17年4月1日に県外のA事業所に就職し、22年4月まで勤務した。その間に医療機関で治療を受けており、健康保険証を使用し、傷病手当金を受給したこともあるので、厚生年金保険にも加入していたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が保管する退職者整理簿及び厚生年金保険被保険者資格喪失名簿によれば、申立人は、申立期間のうち昭和17年4月1日から20年9月25日までの期間及び20年10月8日から21年10月16日までの期間において同事業所に勤務していたことが確認できる。

また、申立人と氏名及び生年月日が一致する者に係る厚生年金保険被保険者台帳が2枚確認でき、それぞれの台帳には、昭和17年6月1日から20年5月1日までの期間及び20年10月9日から21年10月16日までの期間の被保険者記録が確認できる。

さらに、上記の2枚の被保険者台帳に記載されている被保険者番号はそれぞれ異なっているが、昭和20年10月9日から21年10月16日までの期間に係る被保険者台帳に記載されている被保険者番号は、前述のA事業所が保管する

資料に記載された申立人の被保険者番号と一致している上、当該台帳の「事業主氏名又は名称及び事業所の名称」の欄には、もう一方の被保険者台帳と同一の被保険者番号が記載されていることが確認できる。

これらのことから、上記の2枚の被保険者台帳は申立人に係る被保険者台帳であり、申立人は、申立期間のうち昭和17年6月1日から20年5月1日までの期間及び昭和20年10月9日から21年10月16日までの期間において厚生年金保険の被保険者であったものと認められる。

なお、申立人の標準報酬月額は、前述の厚生年金保険被保険者台帳の記録によれば、昭和17年6月から18年5月までを30円、同年6月から19年4月までを40円、同年5月から20年4月までを60円とし、同年10月から21年3月までを80円、同年4月から同年8月までを420円、同年9月を600円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、昭和17年4月及び5月については、労働者年金保険法（現在は、厚生年金保険法）の施行による保険料徴収が開始された時期が同年6月であることから、申立人が同期間において被保険者であったものと認めることはできない。

申立期間のうち、昭和20年5月1日から同年10月8日までの期間については、申立人は「A事業所が20年3月ごろ空襲で破壊され、同年6月ごろ私が住んでいた社員寮も空襲で焼失したため、その後約4か月の間疎開し、その間は同事業所において私は退職者扱いとなっており、20年10月に同事業所に再就職した形になった。」と述べている。この点について同事業所が保管する前述の資料によれば、申立人は20年5月1日に同事業所を退職し、同年10月9日に同事業所に再就職していることが確認できることから、申立人は当該期間については同事業所に勤務していなかったものと認められる。

申立期間のうち、昭和21年10月17日から22年4月までの期間については、
i) 申立人はA事業所を退職した時期の記憶が曖昧であること、ii) 同事業所が保管する前述の資料によれば、申立人は21年10月16日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している旨の記載が確認できること、iii) 申立人は「私は同事業所を辞めてすぐ郷里のBに帰り、しばらくは米軍のキャンプに收容されていた。」と述べていること、iv) 申立人の父親の戸籍（除籍）謄本によれば、申立人が自身の母親及び祖母の死亡届を申立期間内の22年*月*日に郷里のBのC市に提出している旨の記載が確認できることから、申立人は申立期間のうち、21年10月17日から22年4月までの期間については同事業所に勤務していなかったものと推認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和17年6月1日から20年5月1日までの期間及び20年10

月9日から21年10月16日までの期間について申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失に係る届出を社会保険出張所に対し行ったものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月までの期間及び 5 年 3 月から 8 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 3 年 3 月まで
② 平成 5 年 3 月から 8 年 3 月まで

私は、国民年金保険料の納付記録の照会を行ったところ、申立期間の保険料の納付が確認できないとの回答をもらった。

しかし、申立期間①の国民年金保険料は、平成 3 年 11 月以降に 3 回か 4 回に分けて納付し、申立期間②の保険料は、平成 7 年の 7 月か 8 月ころ、亡くなった主人の生命保険金から 100 万円を引き出してその一部を保険料の支払いに充てた。このため、申立期間の保険料の納付が確認できず申請免除期間となっているとの社会保険事務所(当時)の回答に納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、免除期間の保険料を追納する場合、社会保険事務所では、期間の古い分の保険料から順次納付させる取り扱いとなっているにもかかわらず、申立期間①より先に平成 3 年の時点で追納すべき期間があるのに同期間は申請免除のままとなっていることから、同期間の保険料を納付せずに申立期間①の保険料を納付したとする申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

また、申立期間②については、申立人は「社会保険事務所から国民年金保険料の未納通知が届いたので、同事務所で申立期間②の保険料の追納申請を行い、後日、死亡した夫の生命保険金から 100 万円を引き出して、その中から同期間の追納保険料を社会保険事務所の窓口で納付した。」と主張しているが、前述のとおり、申立期間②は申請免除期間となっていることから、社会保険事務所から被保険者である申立人に未納通知が送付されることはないものと考えら

れる上、当該期間当時の金融機関の預金取引履歴を確認したところ、平成7年8月に申立人の同金融機関における預金口座に生命保険金が振り込まれた後、同年8月30日に100万円が申立人により引き出されていることが確認できるものの、同日に申立人の同金融機関における別の預金口座に同額の100万円が入金されて、同預金は9年12月末まで100万円のまま残っていることが確認でき、申立人が夫の保険金で追納保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付金額及び納付方法についての記憶が曖昧であるなど、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 5 月から同年 10 月まで

私は、申立期間にA社のB船に航海士として乗船していたが、社会保険事務所(当時)から、同期間については船員保険の加入記録が無いとの回答を受けた。同船に乗船していたことは確かなので、申立期間について船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る勤務状況及び船員保険の加入状況等についてA社に照会したところ、「当社の船員名簿を調査したが、申立人の申立期間の勤務記録は確認できず、船員保険の加入記録も無い。また、当社の船舶名簿を調査したが、B船の記録は無い。」と回答している上、申立期間当時、A社に船員として勤務していた同僚は「B船という名前の船は覚えがない。申立人についても知らない。」と述べている。

また、船舶原簿を把握・管理しているC局及びD局に照会したところ、「A社所有のB船という記録は無い。」との回答であった。

さらに、申立人の弟に聴取したところ「詳しいことはわからない。」と回答しており、申立人も既に死亡していることから申立期間における勤務状況等を確認することはできない。

なお、申立期間について、申立人がA社のB船に乗船していたということを確認できる船員手帳等の資料は無い。

このほか、申立期間において申立人の船員保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。